



様式第5号(第10条関係)

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号

氏名 トネリサイクルシステム 株式会社

代表取締役 川原 和哉

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業を許可する。

令和5年6月21日

太田市長 清水 聖義



許 可 番 号	24
氏 名 又 は 名 称	トネリサイクルシステム 株式会社
住所及び代表者氏名	邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号 代表取締役 川原 和哉
営 業 所 の 所 在 地	邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号
一 般 廃 棄 物 の 種 別	ごみ
新規又は更新の区分	更新
許 可 の 有 効 期 間	令和5年7月1日 から 令和7年6月30日 まで
許 可 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を遵守すること。</li><li>・業の区分については収集、運搬(積替え及び保管を除く)に限る。</li></ul>